

別添

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表（第2回）

1 公表の趣旨

本一覧表は、全国の労働基準監督署において、石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の一覧表です。

今回この一覧表を公表することとしたのは、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況を踏まえるならば、現時点において

- (1) 公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
 - (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で、「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらおう
 - (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立ててもらおう
- という観点から有益な情報を広く国民に提供することが欠くことができないものであると判断したためです。

2 公表事業場数

今回公表するのは、次のものです。

- (1) 平成11年度から平成16年度の間

イ 前回公表時（7月29日）「調査中」であったもの

95事業場（労災認定件数：107件）

| | |
|-------|-------|
| 公表事業場 | 74事業場 |
| 事業場不明 | 13事業場 |
| 特別加入者 | 8人 |

ロ 再調査により新たに判明したもの

6事業場（労災認定件数：6件）

| | |
|-------|------|
| 公表事業場 | 5事業場 |
| 事業場不明 | 1事業場 |

(2) 平成10年度以前に労災認定したもの

122 事業場 (労災認定件数: 200件)

| | |
|-------|---------|
| 公表事業場 | 102 事業場 |
| 事業場不明 | 11 事業場 |
| 特別加入者 | 9人 |

3 公表する事業場情報

| | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 事業場を所轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (5) 現在の石綿取扱い状況 |
| (2) 事業場の名称 | (6) 労災認定件数 (肺がん、中皮腫別) |
| (3) 石綿ばく露作業状況 | (7) 特記事項 |
| (4) 事業場における石綿製造・取扱い期間 | |

4 公表対象事業場に関する留意事項

- (1) 公表対象事業場のうち、製造業の事業場は、通常、その事業場は石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、窯業又は土石製品製造業、船舶製造業等の構内下請事業場である場合には、通常その事業場の所在地(事務所)と実際に石綿作業を行った場所(元方の事業場)とが異なり、公表事業場においては石綿作業が行われていないことに留意してください。
- (2) 建設業の事業場の場合には、通常、事業場所在地と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意してください。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年~40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において認定を行っています。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、その現場を持つ事業場として公表している事業場があることに留意してください。

5 一覧表の構成

事業場一覧表は次の区分により構成されています。

- ① 平成11年度から16年度までに認定されたものであって、建設事業以外の事業場（第1-1表）
- ② 平成11年度から16年度までに認定されたものであって、建設事業の事業場（第1-2表）
- ③ 平成10年度以前に認定されたものであって、建設事業以外の事業場（第2-1表）
- ④ 平成10年度以前に認定されたものであって、建設事業の事業場（第2-2表）

したがって、第1-1表及び第2-1表は、主として①公表対象となった事業場でこれまで業務に従事していたことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するとともに、②周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で、「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらおうという観点から、また、第1-2表及び第2-2表は、主として公表対象となった事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するという観点から公表するものです。

6 業種別の状況

今回公表したものの業種別事業場数及び労災認定件数（前回公表したものと重複する事業場を整理したもの）は、別紙2「石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数（今回公表対象）」のとおりです。

業種別に労災認定された事業場数をみると、製造業51.8%、建設業39.1%であり、両業種で全体の91.0%を占めています。

さらに、製造業の中では、船舶製造業(修理業を含む)、窯業又は土石製品製造業の順で労災認定された事業場数が多く、両業種で製造業全体の50.9%となっています。

7 その他

(1) 公表対象事業場内訳表に「事業場名不明」のものが、25事業場計上されていますが、これは次の理由から、事業場が特定できなかったため、その多くは建設の事業に分類されるものです。

- ① 被災者が死亡した後遺族の方から請求された事案で、最終石綿ばく露事業場の情報が入手できず

特定できなかった場合

- ② 事業場が廃止された後、長期間経過後の発病のため、当該事業場が特定できなかった場合
 - ③ 建設現場等複数の石綿ばく露作業に従事していたため、長期間経過した時点においては、最終石綿ばく露事業場の特定が困難であった場合
- (2) 公表対象事業場内訳表に「特別加入者」という表記にまとめられたものがありますが、これは、大工、左官など建設の事業を営む者でありながら、団体(事務組合)に雇用されている労働者と見なして、労災保険に特別に加入することが認められている者を表しています。